

序章・第1章 延岡市の概況

■ 調査研究の背景・意義

- 延岡市において障がい者手帳を有している市民は約8,500人、高齢化率は30%を超える状況であることから「親なき後の問題」への対応は喫緊の課題となっている。
- 「親なき後の問題」を本人主体の視点から検討し、障がい者やその家族にとって必要となる社会資源や支援体制の構築を目指すとともに、「地域共生社会の実現」に向けた当事者視点に基づくライフステージ支援策の方向性を検討することを目的とする。

延岡市の現状・課題

- 1 支援人材の人員・専門性の確保
- 2 情報発信・啓発
- 3 サービス提供事業所の少なさ
- 4 当事者のライフステージに寄り添った地域生活支援拠点等の整備
- 5 自立支援協議会の活性化
- 6 医療的ケア児への対応
- 7 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の整備

第2章 国等の動向

■ 地域共生社会の実現

- 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく。

■ 重層的支援体制整備事業

- 地域共生社会の実現に向けては「重層的支援体制整備事業」が創設されている。重層的支援体制整備事業は「Ⅰ相談支援」「Ⅱ参加支援」「Ⅲ地域づくりに向けた支援」の3つが事業の大枠となっており、これらを通じた継続的な伴走支援や多機関協働による支援により、属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制の構築が目指されている。

■ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援は「医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならないことが法の意義として示されている。
- また、医療的ケア児の家族等の離職等の防止や安心して産み、育てることができる社会の実現を目指すなど医療的ケア児のみならず保護者をも尊重した内容となっている。

第3章 基礎調査・課題の整理

基礎調査の概要

■ 延岡市内関係機関ヒアリング

- …延岡市における「親なき後問題」に関する問題の端緒を掴むべく、延岡市内外の障がい者支援関係機関へのヒアリング調査を実施した。

■ 当事者アンケート調査

- …延岡市内の障がいのある方（18～59歳）を対象にアンケート調査を実施した。

■ 家族等アンケート調査

- …延岡市内の障がいをお持ちの方を日常的に支援している家族等を対象にアンケート調査を実施した。

■ 延岡市内事業者アンケート調査

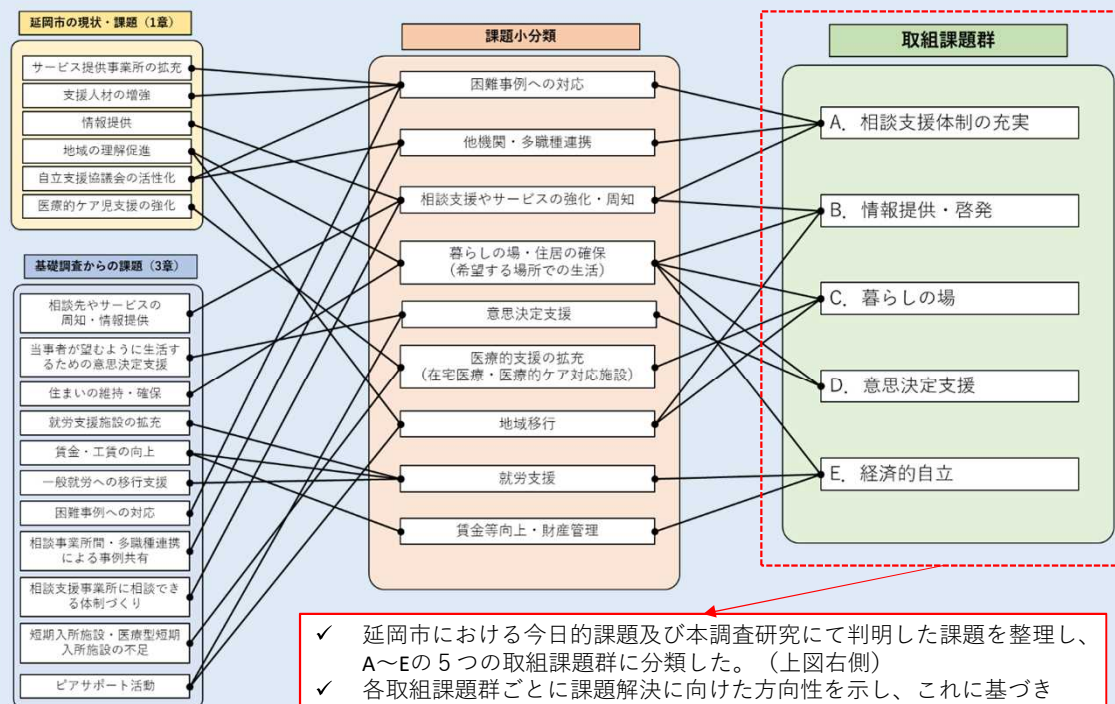
- …延岡市内における福祉サービス事業者を対象にアンケート調査を実施した。

■ 他自治体事例ヒアリング

- …他自治体における障がい者支援施策に関するヒアリング調査を実施した。

自治体名	ヒアリング内容
大分県別府市	「別府市親なき後等の問題解決検討委員会」等について
青森県三沢市	親なき後問題への取組・地域生活支援拠点等について
長野県 自立支援協議会	長野県自立支援協議会を中心とする支援体制ネットワークについて
神奈川県鎌倉市	「障害者二千人雇用事業」等の就労支援について
栃木県宇都宮市 子ども発達センター	医療的ケア児支援の取組・宇都宮市発達支援ネットワーク会議について

課題の整理



- ✓ 延岡市における今日的課題及び本調査研究にて判明した課題を整理し、A～Eの5つの取組課題群に分類した。（上図右側）
- ✓ 各取組課題群ごとに課題解決に向けた方向性を示し、これに基づき第4章にて地域生活支援拠点等の整備について検討を行った。

第4章 地域生活支援拠点等の整備とその方向性

課題解決に必要な地域生活支援拠点の機能

- 地域生活支援拠点等の整備にあたっては、「当事者が望む暮らしを実現するためのライフステージ支援」をテーマとして、以下の機能について検討を行った。

地域生活支援拠点等の機能

- 1 相談（延岡市整備済）
- 2 緊急時の受入・対応（延岡市未整備）
- 3 体験の場・機会（延岡市未整備）
- 4 専門人材の確保・養成（延岡市整備済）
- 5 地域体制づくり（延岡市未整備：第5章にて検討）
- 6 その他（就労支援・医療資源）※延岡市の実情を踏まえ、独自に整備することが期待される機能

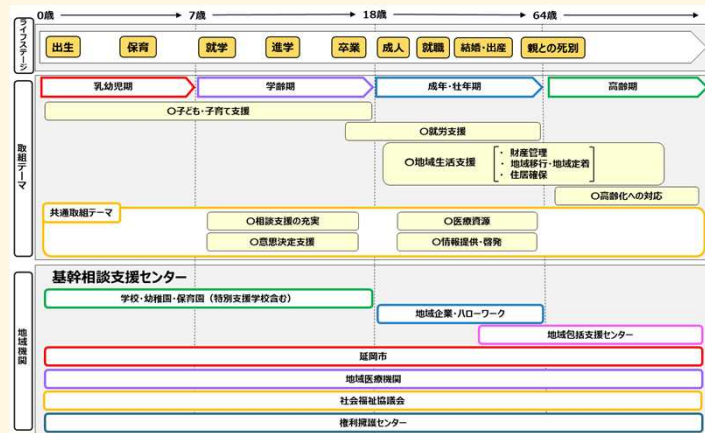
- 右図は、5つの取組課題群と地域生活支援拠点等の機能の対応関係を整理したものである。
- 横断的に切れ目ない支援を実現するためには、当事者のライフステージを踏まえた取組と支援体制が必要となる。

取組課題群		① 相談	② 緊急時の受入・対応	③ 体験の場・機会	④ 専門人材の確保・養成	⑤ 地域体制づくり	⑥ その他（追加機能）
実現する当事者にとってのライフステージ支援	A. 相談支援体制の充実	○			○	○	
	B. 情報提供・啓発	○	○			○	
	C. 暮らしの場			○		○	○（医療関連）
	D. 意思決定支援	○				○	
	E. 経済的自立	○			○	○	○（就労支援等）

当事者のライフステージを踏まえた取組方向性

- 当事者のライフステージに寄り添った支援体制を構築するためには、地域の関係機関が連携し、当事者のライフステージが切り替わる際に次の支援者へ「つなぐ」支援を展開することが求められる。
- ライフステージ全体を通して必要となる「共通取組テーマ」と、ライフステージの移り変わりに応じて必要となる「ライフステージ別テーマ」に区別し、各取組テーマの方向性について検討した。

- 例えば、学齢期～成年・壮年期では、スムーズに就労に移行できるように早期から就労準備性を高めるための支援を行政・企業・就労支援事業所・ハローワークなどの関係者と連携して行うことが必要となる。



第5章 （自立支援）協議会及び地域体制の展望

（自立支援）協議会の活性化

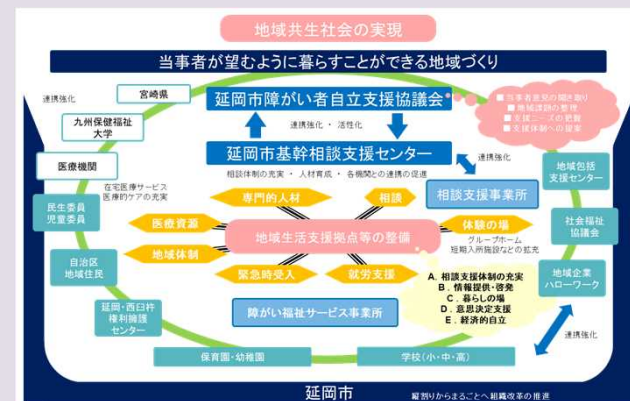
- （自立支援）協議会の課題解決力の向上に向け、サービス等利用計画をはじめとする個別支援会議における地域課題を（自立支援）協議会にて体系的に整理する。
- 整理された課題は、各部会やプロジェクトチームにて具体的な解決手法等を協議・検討する「課題解決型」の協議会運営が必要となる。



（自立支援）協議会を中核とした地域体制の検討

- 地域共生社会の実現に向けては、重層的支援体制の整備が必要であり、スムーズかつ抜け漏れのない地域「丸ごと」の地域体制の実現が求められる。

- 右図のように、（自立支援）協議会を中核とした多分野連携を推進することで重層的支援体制の足掛かりとする。



- 関係機関との連携にあたっては、相談支援の要である基幹相談支援センターが中心的役割を果たすことが期待される。

今後の延岡市における地域生活支援体制の展望

- 当事者・家族等がその人らしく地域内で生活するためには「地域生活支援拠点等」「（自立支援）協議会」「相談支援体制」の三位一体での地域生活支援体制の推進が求められる。

- 相談支援体制は、「専門的な、質の高い相談支援の実施」「公平・中立的な相談支援の実施」「連携と社会資源の改善・開発」について取り組むこととなる。

- この三位一体の地域生活支援体制の推進のため、行政は3要素が円滑に機能を発揮できるよう連携強化に積極的に関わる必要がある。

